

フォローアップ研修参加申込者からの質問等（既存の回答と同旨のもの）
（令和元年度9月分）

1	9/6 大阪
質問	他の政治団体などへの寄附の突合について、どこまで監査人に責任があるか？会計責任者に確認するしか方法がなく、同一人物が代表であれば、その団体の収支報告書などの提示を求めることはできるが。
回答	政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であることから、他の政治団体に対する支出に関しては、書面監査で支出の状況を確認した上で、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めていただくこととなります。 なお、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者等の説明に基づき、支出の状況を確認するため、ヒアリングの確認において証拠書類を提出させることまでは求められていません。